姫路市農業委員会農地マッチング事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、所有者等の離農や規模縮小に伴う遊休農地の発生を防止し、市内の農地の効率的な利用及び集積・集約化を促進するため、農地の譲渡又は貸付けを希望する所有者等の情報を登録し、及び公開することにより、譲受け又は借受けを希望する者とのマッチングを促す姫路市農業委員会農地マッチング事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　所有農地　農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第１項に規定する農地であって、市内に所在し、かつ、農地台帳に登録されているものをいう。

⑵　所有者等　所有農地に係る所有権その他の権利により、当該農地の譲渡又は貸付けを行うことができる権原を有する者をいう。ただし、法人（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２に規定する認可地縁団体その他会長が特に認めるものを除く。）を除く。

⑶　農地登録者　所有農地の譲渡又は貸付けを希望し、第４条の規定による登録を受けた所有者等をいう。

⑷　農地登録　譲渡又は貸付けを希望する所有農地に関する情報を、姫路市農業委員会農地マッチング台帳（以下「台帳」という。）に登録することをいう。

⑸　登録農地　台帳に登録された農地をいう。

⑹　登録農地情報　登録農地に関する情報をいう。

⑺　農地利用希望者　登録農地の譲受け又は借受けを希望する者をいう。

⑻　農区総代　姫路市農区総代規則（昭和３１年姫路市規則第２６号）に規定する農区総代をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、本事業以外の方法による農地の取引を妨げるものではない。

（農地登録）

第４条　農地登録の申込みをしようとする所有者等は、農地登録申込書その他会長が必要と認める書類を、姫路市農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

２　会長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、登録しようとする農地の現況等を調査した上で、適当と認めるときは、農地登録を行うものとする。

３　会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農地登録を行わないものとする。

⑴　農地がすでに転用されているとき。

⑵　農地法第３０条第１項に基づく利用状況調査により再生利用が困難な農地に区分されるとき。

⑶　登録しようとする農地に関し、現に有効な賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されており、当該権利の消滅が確実でないとき。

⑷　農地の境界が不明瞭であり、隣接地との紛争が生じるおそれがあるとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、会長が本事業の対象として不適当と認めるとき。

４　会長は、審査の結果、農地登録を行わないことを決定したときは、申込みを行った者に対し農地登録却下通知書により、その理由を付して通知するものとする。

（登録農地情報の変更）

第５条　農地登録者は、登録農地情報に変更があったときは、速やかに登録農地情報変更届を会長に提出しなければならない。

２　前項の規定による届出は、前条第１項の規定に準じて行うものとする。

（登録農地情報の公開及び情報提供）

第６条　登録農地情報は、姫路市農業委員会事務局の窓口における閲覧、インターネットへの掲載その他会長が適当と認める方法により公開するものとする。

２　会長は、本事業の目的を達成するため必要な範囲において、姫路市長及び登録農地が所在する農区の農区総代に対し、登録農地情報を提供することができる。

（農地利用希望の申込）

第７条　農地利用希望者は、農地利用希望申込書その他会長が必要と認める書類を会

長に提出しなければならない。

（農地利用希望者情報の提供）

第８条　会長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、利用希望の登録農地に係る農地登録者に農地利用希望者の情報（以下「利用希望者情報」という。）を提供するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　農地法第３条第１項の規定による許可（同条第３項の規定の適用を受ける場合を除く。）を受ける見込みがないと認められるとき。

⑵　農地利用希望申込書の内容に虚偽があったとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、会長が適当でないと認めたとき。

２　会長は、前項ただし書により農地登録者に利用希望者情報を提供しないこととしたときは、農地利用希望者に対し農地利用希望却下通知書により、その理由を付して通知するものとする。

（当事者による協議及び契約）

第９条　農地登録者は、前条の規定による利用希望者情報の提供を受けたときは、速やかに農地利用希望者と農地の利用に関する協議を開始し、その結果を農地利用協議結果報告書により会長へ報告しなければならない。ただし、農地利用希望者と協議を行わないこととしたときは、速やかにその旨を会長に報告しなければならない。

２　登録農地の譲渡又は賃貸借等の条件に関する協議及び契約の締結は、農地登録者及び農地利用希望者（以下「当事者」という。）の間で行うものとする。

３　前項の協議及び契約に係る紛争その他の問題については、当事者間で解決するものとし、会長及び姫路市農業委員会は、これに関与せず、一切の責任を負わない。

４　譲渡又は賃貸借等の合意に達した当事者は、農地法等に基づく必要な手続きを速やかに行わなければならない。

（登録農地情報の抹消）

第１０条　会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録農地情報を台帳から抹消するものとする。

⑴　農地登録者から登録農地情報抹消届の提出があったとき。

⑵　登録農地において譲渡又は貸付けが成立したとき。

⑶　農地登録者が死亡したとき。

⑷　登録農地に係る所有権その他の権利により、当該農地の譲渡又は貸付けを行うことができる権原に異動があったとき。

⑸　第８条第１項の規定による情報の提供をしたにもかかわらず、農地登録者から第９条第１項に規定する報告が相当の期間内にない場合であって、会長による確認又は督促に対しても応答がないとき。

⑹　虚偽の申請その他不正な手段により農地登録を受けていたことが判明したとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか、登録を抹消することが適当であると会長が認めるとき。

２　会長は、前項第５号から第７号までの規定により登録を抹消したときは、登録農地情報抹消通知書により当該農地登録者に通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第１１条　当事者は、本事業の実施において知り得た個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　個人情報を第三者に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用しないこと。なお、本事業の終了後又は登録農地の譲渡若しくは賃貸借等の条件に関する協議及び契約締結後も同様とする。

⑵　個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講ずること。

⑶　保有する必要がなくなった個人情報は、速やかかつ適切に廃棄し、又は消去すること。

（暴力団等の排除）

第１２条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員は、農地登録又は農地利用希望の申込みをすることができない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は令和８年１１月４日から施行する。